

更別村手をつなぐ親と子の会会則

(名 称)

第1条 本会は、更別村手をつなぐ親と子の会という。

(事務所等)

第2条 本会の事務所は、更別村老人保健福祉センター内とし、事務局は、社会福祉法人更別村社会福祉協議会に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の協力と親睦等を通じて該当児童の療育技術の向上と福祉の増進を図り、明るい家庭づくり、地域づくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会の前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1) 会員の親睦と研修に関すること。
- 2) 障害児・者（身体障害者を除く）に関する理解啓蒙活動及び関係機関に対する陳情要請。
- 3) 各種講習会、相談の実施。
- 4) その他目的達成に必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は障害児・者を持つ親（又はこれにかわる者）と、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で組織する。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、理事若干名、監事2名、会計1名

(選出・任期)

第8条 会長、監事は総会で選出し、その他の役員は会長が委嘱する。

- 2) 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げず、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(任 務)

第9条 本会の役員任期は次の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会を統括する。
- 2) 副会長は会長を助け、会長に事故あるときはこれを代理する。

(会 議)

第10条 会議は総会と役員会とする。

- 1) 会議は会長が招集し、副会長が議長を務める。

- 2) 総会は年1回とし、事業計画、予算、決算、その他重要事項を審議する。
- 3) 役員会は必要に応じて開く。
- 4) 会議の議決は出席者の過半数により決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会 計)

第11条 本会の経費は会費、寄付金、助成金及びその他の収入でまかなう。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

付 則

この会則は、昭和55年 3月21日から施行する。

付 則

この会則は、昭和59年 4月 1日から施行する。

付 則

この会則は、昭和60年 1月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成 7年 2月20日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年 1月31日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年 2月14日から施行する。

付 則

この会則は、平成17年 2月 1日から施行する。